

## 議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 派遣場所 つくばみらい市
- 2 派遣目的 令和 6 年度第 2 回茨城県南市議会議長会定例会及び県南市議会議長会講演会へ副議長を派遣し、情報交換等を図る。
- 3 派遣期間 令和 7 年 2 月 13 日（木）
- 4 調査項目 (1) 定例会
  - ア 各市提出議案について
  - イ 各市調査研究事項について
  - ウ 令和 7 年度事業計画（案）について
  - エ 令和 7 年度予算（案）について
  - オ 令和 7 年度正副会長及び各種役員（案）について
  - カ その他(2) 講演会 「主権者教育について」
- 5 派遣議員 小森谷さやか
- 6 派遣経費 なし

令和 7 年 1 月 14 日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐

## 議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 派遣場所 ひたちなか市
- 2 派遣目的 茨城県市議会議長会令和 6 年度第 2 回議員研修会に議員 5 名を派遣し、資質向上を図る
- 3 派遣期間 令和 7 年 2 月 14 日（金）
- 4 調査項目 講演会「ハラスメントの基本と予防の必要性」
- 5 派遣議員 川田青星 榊原アリーゼ 田代優 市原琢己 梅沢尊信
- 6 派遣経費 出席負担金 5,000 円×5 名

令和 7 年 2 月 7 日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐